

第27回 農業委員会総会議事録

令和元年9月26日開会

中標津町農業委員会

令和元年9月26日、第27回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田	中	洋
3番	竹	村	聡
4番	武	田	健
5番	田	中	世
6番	瀧	本	和
7番	須	崎	智
8番	上	原	房
9番	和	泉	光
10番	後藤	田	宏
11番	高	橋	正
12番	赤波	江	信
13番	國	光	達
14番	小	林	亨
15番	中	村	正
16番	笠	原	康
17番	氏	家	康
18番	本	田	信

附議した案件

- (イ) 議案第150号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第151号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第152号 現況証明願いについて
- (ニ) 報告第77号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について
- (ホ) 議案第153号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第154号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ト) 報告第78号 農業経営改善計画認定について
- (チ) 報告第79号 農地委員会開催報告について

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	岩崎敏巳
農地係長	葛西利光
係	本田文子

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第27回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
10番、後藤田 宏幸 委員。
11番、高橋 正一 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 8月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
8月23日から8月25日まで、2泊3日の日程で中標津町農業後継者対策協議会主催によります夏季交流会が、農業青年3名と道内外から女性7名の参加により開催され、初日の夕食交流会に会長が出席しております。あいにくの天候だったため、農業体験は中標津農業高校での搾乳体験のみでしたが、農業を実感していただきました。2日目からは道東観光として、開陽台、知床方面の観光を行い、3日間農業

青年との交流を深めたことにより2組がマッチングし、今後交際に発展することを期待しているところでございます。
以上で会務報告を終わります。

議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第150号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。
(1)について、内容を事務局から説明願います。
(挙手あり)農地係長。

農地係長 上程になりました議案第150号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の3ページをお開きください。
(1)1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。
2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積6,615㎡、利用状況、牧草畑。3、利用権の種類。使用貸借権。4、契約期間。平成27年4月23日から平成36年4月22日まで。5、合意契約成立の日。令和元年9月12日。6、解約の理由。合意解約。
この案件については、議案第152号(6)に関連するもので、使用貸借していた農地について、所有者による農業用施設建設に伴う農地転用のため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第151号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第151号「農地法第4条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。5ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,725㎡の内1,438㎡、3、許可を受けようとする事由。農家用住宅建設のため。

4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図については、6ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農家用住宅を建設するため申請があったものです。

申請面積については1,438㎡となっております。令和元年8月5日、第1地区推進班において現地確認を行ったところ、この案件については、中標津町農業振興地域整備計画における『農業を担うべき者の育成及び確保の施設』に該当し、別添の農地法第4条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。

なお、今回は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第151号(2)(3)について説明いたします。7ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積37,372㎡、3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図については、8ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、37,372㎡で、令和元年8月5日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。9ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 34,251 m²。ほか1筆、畑 39,445 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図については、10ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、39,445 m²で、令和元年8月5日に第2地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)から(6)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第151号(4)(6)について説明いたします。11ページを開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,246 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図については、12ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、19,246 m²で、令和元年8月5日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。13ページをお開きください。

(5)1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 36,836 m²。ほか2筆、畑 39,710 m²。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図

については、14ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。

申請面積については、39,710㎡で、令和元年8月5日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。15ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町○○○○番地○○、○○ ○○。

2、許可を受けようとする土地の表示。○○○○番○○、公簿、畑、現況、畑、面積6,615㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。令和元年10月25日から永久転用。5、見取図については、16ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。

経営規模拡大のため、乾草庫及び機械庫の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、6,615㎡で、令和元年8月5日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地については作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)から(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第152号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第152号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。18ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 40,909 m²、利用状況、原野。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、19ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、山林に囲まれ農業機械の通路がなく、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年8月30日、農地委員会及び第1地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 上程になりました議案第152号(2)について説明いたします。20ページをお開きください。

(2)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積 18,340 m²の内 864.45 m²、利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、21ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和元年8月22日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員

和泉委員 上程になりました議案第152号(3)について説明いたします。22ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積23,008㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は、23ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。平成31年4月25日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、報告第77号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第77号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画利用権設定等変更届」(1)について、事務局よりご説明申し上げます。25ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、理事長、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、面積61,952㎡。ほか11筆、265,648.52㎡。3、利用権の種類。賃貸借権。4、契約期間。平成28年1月29日から令和2年11月29日まで。5、変更前面積。265,759㎡。6、変更前賃貸料。303,300円。7、変更後賃貸料。303,260円。

この案件につきましては、保有合理化事業により〇〇〇〇から有限会社〇〇〇〇へ賃貸借している農地について、道路拡張のための土地収用に伴い、面積及び賃料の変更を行うものです。以上、報告致します。

議長 以上で、報告を終わります。

日程 7、議案第 153 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

なお、本案件につきましては、(1) から (4) と、(5) から (10)、(11) の 3 回に分けて審議を致します。

(1) から (4) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 153 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) から (4) について、説明いたします。27 ページをお開きください。なお、(1) から (4) は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,210 m²、利用目的、牧草畑。ほか 7 筆、畑 146,861 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。9,488,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 9,400,000 円、自己資金 88,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇 m²、採草放牧地、〇〇〇〇 m²、計〇〇〇〇 m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、28 ページのとおりです。29 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,665 m²、利用目的、牧草畑。ほか 2 筆、畑 98,306 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,279,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 7,200,000 円、自己資金 79,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇 m²、採草放牧地、〇〇〇〇 m²、計〇〇〇〇 m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、30 ページのとおりです。31 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,760 m²、利用目的、牧草畑。ほか 1 筆、畑 97,400 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所

有権の移転。5、価格。6,548,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金6,500,000円、自己資金48,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、32ページのとおりです。33ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,101㎡、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑108,279㎡、採草放牧地1,245㎡、計109,524㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,790,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金6,700,000円、自己資金90,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。この4件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、〇〇〇〇〇〇が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番、〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席後)

(5)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第153号(5)から(10)について、説明いたします。
35ページをお開きください。なお、(5)から(10)は譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇、〇〇 〇〇。
譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 15,690 m²、利用目的、採草放牧地。ほか4筆、畑 66,388 m²、採草放牧地 74,786 m²、計 141,174 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,363,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 5,300,000 円、自己資金 63,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、36ページのとおりです。37ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 16,476 m²、利用目的、採草放牧地。ほか3筆、畑 176,971 m²、採草放牧地 43,464 m²、計 220,435 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。12,584,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 12,500,000 円、自己資金 84,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇 m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、38ページのとおりです。39ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,684 m²、利用目的、牧草畑。ほか3筆、畑 36,514 m²、採草放牧地 15,254 m²、計 51,768 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。2,889,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 2,800,000 円、自己資金 89,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇m²、採草放牧地、〇〇〇〇m²、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、40ページのとおりです。41ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 65,705 m²、利用目的、牧草畑。ほか1筆、畑 65,705 m²、採草放牧地 14,516 m²、計 80,221 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,346,000 円。6、資

金調達方法。スーパーL資金 5,300,000 円、自己資金 46,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、42ページのとおりです。43ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 5,268 ㎡、利用目的、牧草畑。ほか4筆、畑 87,812 ㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,957,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 4,900,000 円、自己資金 57,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、44ページのとおりです。45ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 19,826 ㎡、利用目的、牧草畑。ほか5筆、畑 133,634 ㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。5,872,000 円。6、資金調達方法。スーパーL資金 5,800,000 円、自己資金 72,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、〇〇人、農従者、〇〇人、畑〇〇〇〇㎡、採草放牧地、〇〇〇〇㎡、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、46ページのとおりです。この6件につきましては、平成26年度の農地保有合理化事業において、〇〇〇〇が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5) から (10) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(〇〇委員着席後)

〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第153号(11)について、説明いたします。47ページをお開きください。

(11)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積7,021㎡、利用目的、牧草畑。ほか9筆、畑91,981㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人に売り渡すもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,035,000円。6、資金調達方法。自己資金3,035,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、5人、農従者、4人、畑2,800,591㎡、採草放牧地5,473㎡、計2,898,045㎡、家畜、牛1,024頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、48ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(11)の質疑に入ります。

(全委員)「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員)「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程8、議案第154号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり)農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第154号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。50ページをお開きください。
令和元年度分といたしまして、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、

以上4件の提出がありました。令和元年9月2日以降に受理した報告書でございます。記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
日程9、報告第78号「農業経営改善計画について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第78号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。議案の53ページ・54ページをお開きください。今回につきましては、平成27年4月21日～令和元年9月9日付けで認定のあった10件について記載しております。再認定5件(〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、〇〇〇〇)、変更3件(〇〇〇〇・〇〇、〇〇〇〇・〇〇、〇〇〇〇)、新規認定は2件(〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇)、となっております。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程10、報告第79号「農地委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 中村委員長。

中村委員 報告第79号「農地委員会開催報告について」報告致します。
令和元年8月30日(金)、現地調査のうえ農地委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。
審議内容。1、農地一時転用による砂利等採取に係る事前協議について。〇〇〇〇株式会社より〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇所有農地及び〇〇〇〇所有農地の一時転用による砂利採取、〇〇〇〇株式会社より〇〇〇〇所有農地の一時転用による砂利採取を行うに当り、事前協議の申し出があったので協議した結果、次のとおり結論を得ております。
協議結果。〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇所有農地及び〇〇〇〇所有農地については、過去に砂利採取した隣接農地と段差が付いている状況であります。採取後は、過去の復元農地と一体で利用できるように緩やかな傾斜を設けることにより、排水

および農作業に支障が無い農地に復元することとなっていることから、優良農地の保全が図られることが見込まれます。また、周辺農家やダンプ等作業車輛の通行による道路への損傷にも配慮を行い、復元後の農地の農業利用も確実に見込まれることから、申請相当としたところであります。〇〇〇〇所有農地については、表面水は既存側溝に流下させるなど排水および農作業に支障が無い農地に復元することにより優良農地の保全が図られることが見込まれます。また、周辺農家やダンプ等作業車輛の通行による道路への損傷にも配慮を行い、復元後の農地の農業利用も確実に見込まれることから、申請相当としたところであります。

2、農地、採草放牧地以外の土地であるか否かの判断について。〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の所有地について、農地、採草放牧地以外の土地であるか否かの判断について協議した結果、次のとおり結論を得ております。

協議結果。当該地の状況を慎重に調査及び協議した結果、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の所有地については、『農地法の運用について』第4（4）イ「その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合」の規定に該当する『農地、採草放牧地』以外の土地であるものと判断しました。また、〇〇〇〇の所有地については、再生利用が困難と認められる農地とまではいえないことから農地に該当する土地と判断しました。

以上、報告致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で農地委員会の報告を終わります。以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。これもちまして、第27回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時10分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月26日

会 長 _____

10番 _____

11番 _____